

場内に亂植の森林を整理すると共に、放牧地區を限定し、
牧畜、林業兩方面の合理的施業をする爲め、昭和三年十一
月右組合を組織したものである。

以上の外岬頭海拔二四四米の地點には、日本隨一の岬燈
臺がある。近年我が無敵艦隊の有明灣出入頻繁なるに際し、
急速に昭和四年度に於て經費を豫算に計上、同年五月十八

日起工、十二月竣功したもので、日向灘の海上三十八哩を
照らし、雄々しき任務を誇つてゐる。

一とたび日向の客となるや、誰しもが宮崎から青島や鶴
戸神宮までは足を延ばすが、都井岬まではなかくの行程
でもあり、杖を曳く者が少いとのこと、斯の様な大自然そ
のままの生物と風光を見逃すことは惜しき限りである。

名勝「松島」と觀光道路 (一)

志 摩 津 生

目 次

- 一、緒 言
- 二、松島公園
- 三、名勝松島の史蹟
- (イ) 瑞巖寺
- (ロ) 五大堂

(ハ) 觀瀾亭

(ニ) 雄 島

- 四、「松島」探勝の交通機關
- 五、觀光道路と觀光事業

一、緒 言

六十二萬石仙臺藩祖貞山公伊達政宗は、勃々たる天下制

覇の雄圖を抱き乍らも、其の領地が餘りに北陬に在りて、地の利を得ざりしと、時恰も豊公、家康公の旭日の如き勢力に抗し難く、雄圖空しく仙臺青葉城に雌伏して居たが、其の天賦の雄心仲々止み難く、眼を海外に向け、時即ち慶長十八年九月十五日家臣支倉六右衛門常長をして、牡鹿郡月の浦より纜を解かしめ、常長實に八星霜の永きに互り、遠く海外の事情を探究、此の間言語に絶せる幾多の難關を経て、主命を全ふし再び故山の土を踏むに至つたが、當時徳川幕府切支丹鎖國の政策に禍されて、遂に一世の英傑政宗公も、

邪法迷邦唱不終

欲征蠻國未成功

圖南鵬翼何時奮

久待扶搖萬里風

と慨嘆して、綠濃き松島瑞巖寺に其の偉像を止どめ、其の英靈は現在仙臺市の西南方廣瀨の清流を繞らした、古松老杉鬱蒼としたる經ヶ峯端鳳殿下に永久の眠りを續けてゐるのである。

伊達氏は藤原氏を祖とし、第一世朝宗公以來連綿として

奥羽の地に覇を唱へて來たのであつた。此の統治下に於ける奥羽の地は古より史蹟名勝や、傳説が非常に多く、又各地各方面に互り有名人士の輩出を見てゐる。

先づ史蹟としては、蝦夷鎮守府と稱すべき多賀城趾を初め、陸奥の國分寺趾、燕澤の碑（蒙古の碑）等が數へられ、史實、傳説としては天下三大騒動として有名なる寛文事件、即ち伊達騒動は忠烈無比の伊達安藝宗重と乳人淺岡を出し、

「床し、なつかし宮城野信夫」

と孝女の模範として、宮城野の名と共に宮城野、信夫の物語りはあまりにも有名である。仙南刈田郡福岡の僻村にある、訓導小野さつき女史の恩愛と、仁情を物語る記念の碑はまだ世人の耳にも新らたなるものと思はれる。

北上川に副ふ水郷石の巻は川村孫兵衛の名と共に、又

「松島や、あゝ松島や、松島や」

と一世の俳人松尾芭蕉をして感嘆久しうせしめたる松島は、日本三景の一として夙に世に喧傳せられたる天下周知

の景勝地である。此の名勝松島を簡單に紹介して、併せて最近宮城縣に於いて完成したる府縣道松山—鹽釜線中の鹽釜町と松島海岸とを繋ぐ所謂「觀光ドライブ、ウエー」に就いて少しく記述して見やうと思ふのである。

二、松島公園

松島觀光道路に就いて述べるに先きだち、順序として古き歴史をもつところの景勝地としての松島が所謂松島公園と稱せらるゝに至つたのは、明治三十五年九月に宮城縣告示を以つて、初めて松島公園の名勝が附せられたのであつて更に翌三十六年には松島海岸地一帯の史蹟、名勝たる觀瀾亭を中心として、雄島、福浦島、五大堂、端巖寺等を周圍とする一大區劃が、公園に編入されて、同四十一年に至つて松島一帯の國有に屬する島嶼、岬崎、及林野百七十一箇所、三百七十一町歩が、名勝區に組替へられて公園に編入されたのである、爾來縣に於いては松島公園經營の必要を痛感して公園施設の調査に着手し、同四十二年松島公園經營の大綱として、

- (イ) 森林美を整へること
- (ロ) 交通の便を開くこと
- (ハ) 松島案内記を配付すること
- (ニ) 慰安、娛樂の施設を整へること

等を定め、翌四十三年松島公園經營協議委員會を組織して成案を得たので、同年の通常縣會に提案し松島公園經營に關する費用として總額三十五萬圓支出の協賛を得たので、同四十四年度より五ヶ年繼續事業として之が事業を起し大正四年度に至つて一先づ第一期の事業を完成したのである、之れに依れば公園地としての松島は相當廣汎なものであつて、東は桃生郡端島(波島)より西は宮城郡鹽釜町字稻利山に至る直線三里十五町、南は宮城郡七ヶ濱村花淵岬より北は同郡松島町富山に至る直線三里三町、方域六方里に及ぶ區域で、

- 一、國有地(公園地) 三八七町四五一八歩
- 一、縣有地(公園地) 一六一町八〇一一歩
- 一、國有林(保安林) 一三町七五一一歩

一、公有林（保安林）

一三二町六七〇九步

一、私有林（保安林）

二二〇町五八一六步

合 計

九一六町四三一一三歩

の面積であつた。次いで大正十二年三月史蹟名勝天然記念物保存法に依つて名勝に指定せられたのであるが、其の區域も大體右に合致するものである。『松島』の名稱は古は『千松島』とも呼ばれており、松の多い島であると謂ふ所から此の名が出たものと思はれる。

三、名勝松島の史蹟

(イ) 瑞 巖 寺

名勝松島の史蹟の中樞地と謂ふべきものは松島海岸附近であつて、史蹟名稱の第一に推すべきものは何と謂ふても瑞巖寺である。松島遊覽船の發着所より府縣道松山―鹽釜線に副つて正面に旅館や、商店が軒を並へて居る、海岸と對峙して山門があり天嶺書の『桑海禪林』の額が掲げられてある之れが東奥無双の禪林で其の名は天下に喧傳されてゐる瑞巖寺即ち松島寺である。

同寺所藏の天臺記に依ると當山は淳和天皇の天長五年慈覺大師が勅宜に依つて自ら叡山山王權現の神輿を奉じて、此の地に下着し、天臺宗の寺を建て延曆寺に擬して『延福寺』と號し支那の四明に倣ひ、青龍山と名付けて三千の大衆を移住させたのである。之がこの松島寺である。中頃無住となつて元慶三年叡山東谷寂定坊圓心が第二世として之に住し其の後幾多の變遷はあつたが、曆仁元年鞍馬山東光坊淳義の弟子儀仁が第二十八世の住持と爲つた時のことで、寶治二年四月十四日は恰も山王七社權現の祭禮で儀仁を始め三千の衆徒、堂衆残らず山王の神輿を守り法師崎で神樂を奏し、五大堂に渡した廊下で舞樂を奏する等非常なる賑はひであつた。時に執權北條時頼出家して最明寺入道と稱し東國各地を修行し、偶々此の日松島に来て群衆と共に舞樂を見てゐたが、大音聲に之を賞め叫んだ爲に舞樂の興がさめてしまつた、大衆は大いに怒つて時頼を殺害しやうとしたのを辛ふじて脱れ、傍の岩窟に辿り着き此處で初めて法身（後の法身禪師）に逢つて其の高徳を知つたのであつ

た、時頼は鎌倉に歸へつてから三浦小次郎義成に一千の軍勢を授けて松島に下し、延福寺を圍んで儀仁を召捕り之を佐渡に流し三千の大衆を悉く追放した、大衆、堂衆擧つて附近の福浦島に引揚げ此處を熊野三山に擬し、百日の勸行を爲して時頼を呪咀したのである。斯くして天臺宗の松島寺は二十八世四百三十餘年で滅亡し、正元元年時頼の推擧に依り「法身」の住すると共に臨濟宗に改まり之を開山と爲して名も「青龍山圓福寺」と改めたものである。之の時頼と法身との關係に就いて一般に信ぜられてゐる所は次の如くである。

圓福寺の開祖法身禪師は常陸國眞壁郡猫島村の産で、俗名を平四郎と謂ひ、幼くして父母を喪ひ長ずるに及んで國守の僕と爲つたが、或る日國守の外出の供をした時、事あつて國守は大いに平四郎を罵り下駄で蹴ると其の齒が額に當つて折れた處、平四郎は之を恥じて其の折れた下駄の齒を懷にして入道助縁のものとして遂に禪寺に入り、剃髮して諸國修行の後、商船を使つて宋に渡り、經山で佛鑑禪師

に見えて開示を求め耐忍研究撓まざること九年、尙幾年か滯留して歸朝の後松島に來住し岩窟に座禪して、寒暑を通じて紙衣を着し、草を褥として累日食を絶つこともあつたが願みて供養するものもなかつたと言はれて居る最も此の時代の松島寺は草創を距れること久しくて教則は陶夷し、法弊夥しく甚だしいのは肉を喰ひ、酒を飲み、色境に眩惑するものさへあつた。時に鎌倉執權北條時頼出家して道崇と號し、雲水となつて諸國を遍歴して偶々松島を過ぎた時、日が暮れたので坊舎に宿を求めたけれども僧は唯一人宿を貸すものがない已むなく烈坊を訪ふて乞ふたけれども或は罵られ、或は奴僕に打毆られるので怖れて逃げて來た處、偶々傍に岩窟があつたので這入つて見ると一人の老僧が靜かに座禪を組んで居た。蓬髮垢面枯木の様であるが、道貌尋常でなく眼光人を射るが如く之れが即ち法身であつたのである。

道崇恭しく憐を乞ふと法身は「沙門は三界を踏で旅泊と爲し、一心を安じて本宅と爲す、更に誰をか主とし誰をか

賓とせん」と答へた、道崇之を聞いて眞實得道の人なりと爲して問答の末携へてゐた黄梁を煮て其の半を供し、終夜法を聞き教を受けて大いに悟る所があつて、數日滯留の後互に名も告げることせずして此處を辭したのであつたが、時頼が鎌倉に歸へつてから兵を遣はして臺徒を黜け、法身を岩窟の中に探し求めて、偈を相して寺を建て、之を圓福寺と號し、法身を其の開山としたのであるが、法身は其の後世を厭ひ圓福寺に任すること久しからずして南部の山中に隱遁し、此處で入滅したのである。

其の後圓福寺は歲月の遷るに従つて、風雨に曝され火災に逢つたりして衰運に見まはれて來たが寺には之れと言ふ資産がなかつたので、衆徒も各々俗事にたづさわつて生活しなければならぬ様な状態に立至つたのであつたが、第九十五世陽岩（純和尚）の時に寺運回復の盛事が起つた其れは仙臺藩祖伊達政宗公の寺院改築計畫であつた。

其の頃政宗公は岩出山城に居住して居たが、慶長五年十月二十四日仙臺青葉山に繩張りを始め之に築城し、同六

年正月起工、同七年五月八日竣功し、同八年八月公を初め土民悉く之に移住したのであつた。當時家臣八千戸、町民二千百戸、寺方二百五十戸、其の他を合せて一萬八百五十戸、人口約五萬二千人に及んだのであつた。其の中心は勿論仙臺城（千代城）で之の城の後ろには険しい山が立つて居り前には龍ノ口と言ふ深い谷があり實に要害堅固の城であつた、之の城を取圍んで惣然たる城下は當時既に一大市街を形成してゐたのであつた、公は此の城廓と城下町の造營を終へると眼を松島に轉じ五大堂の修理を始めとして、慶長九年八月十五日には親ら圓福寺に臨んで、新創建造の地を相して繩張りの式を行ひ、御普請奉行中村周防等に命じて天下の名工百三十有餘人を集め、良材を紀州能野山より採つて滿四ヶ年を閲みして竣功したものは、本殿が縦十四間一尺、横二十一間四尺で絢爛其の美を極め、側に僧寮齋厨を添へ、前を正門として長廊下と廻らし鐘樓鼓閣を附して規模宏潤、實に東奥禪刹の冠と爲すに恥ぢざるものであつた、即ち慶長十四年三月十六日に政宗公親ら之に臨ん

で上陳の式を擧げ五葉の松一株を殿前に植へて、

松島の松のよはひも此の寺の

末さかへなん年はふるとも

と一首を祝ひ、又紅白の朝鮮梅を植へて寺の名も松島青龍山瑞巖圓福寺と命名したのであるが世人之を略して瑞巖寺と謂ふ様になつたのである。

新築の瑞巖寺の住持は越前法泉寺の海晏（陸和尚）が來て第九十六世の法燈をつぎ同年六月一日を期して開堂演法を行つたのである。海晏入寂後禪規漸く衰へたが、政宗公は之を憂ひ攝津勝尾山遠林房に住むで居る雲居和尚が稀世の高僧であることを聞いて使を遣はして招請したが雲居は「我は別に生涯がある、煙霞に臥し骨を巖根に曝すのが本意である」と言つて辭退したのであつた。公は益々其の志操に感じて敬慕措く能はず重ねて瑞巖寺の初首座（洞水）を遣はし首座は妙心寺の單傳の同行を乞ふて勝尾山に至つて共に宗門の爲に政宗公の請を容るゝ様説いたので雲居は已むを得ず之を承諾したのであつた。公は首座の復命を聞

いて大いに喜んで雲居の來着を心待ちに待つて居たが遂に之が來着を見ずに逝去したのであつた。二代忠宗公は先考の遺言を踐んで家臣を遣はして途中まで出迎へさせたが雲居は自ら杖笠を携へて徒歩で八月十日松島に着き傳曲庵に行纏を解いて二十一日祝國開堂の儀式を擧げて瑞巖寺九十九世の中興となつた處雲居の人格に推服したる萬衆は歡喜して道化を輔けたので之より叢規整肅森嚴となつて諸方の叢社は法窟と爲して道俗市を爲す有様であつた。忠宗公も又屢々法喜の交を爲して厨費に充てる爲す寺産二百石を寄附して特に宗廟に奉ずる官寺と爲して山門に碑を掲げて「葦酒婦女」の妄りに結界に入ること禁じた。當時は雲水が諸方から集つて來ても宿るべき處がないのを聞いた忠宗公は命を下して寮舎を經營せしめ、糧食の不足を補ふため、更に五十石を寄附した、之等に依りて雲居禪師居山の間は殊の外寺運隆盛を極めたのであつた。

雲居は名を希膺、號を把不住軒と謂ひ土佐の産、十五才で出家し妙心寺に入つて幡桃院一亩の弟子と爲り元和元年

大阪陣の時塙直之を援けたが徳川氏に許されて花園に歸へり本山第一座と成つたる後諸方を行脚して寛永十年から勝尾山の遠林房に住んでゐたが其の頃後水尾法皇が召して法を問はれたことがあつた。丁度瑞巖寺住の交渉を受けたのも此の頃であつた。承應三年後光明天皇が慈光不味禪師の勅號を賜ひ萬治二年仙臺城下で入寂、時に年七十八才、後享保十九年中御門天皇より大悲圓滿國師の追諡を賜はつたのであつた。

明治維新の際廢藩の悲運が松島一帯を衰微させたのであつた、瑞巖寺の大檀越たる伊達家も又寺院の保護を止め、瑞巖寺の土地殿堂等も總べて當時の住職眞壁太陽（第二百二十二世）に交付し、尙從來の寺領、供佛米等をも撤廢したので寺の財政は頗る困難になり寺院、堂塔は頻々として廢滅の悲運に逢着して唯纔かに瑞巖の殿堂だけは殘存してゐるけれども、修理の資がなかつた爲欄間の金碧、壁上の丹青も漸く剝落して僅かに信徒の喜捨、參詣者の賽物で辛うじて寺政を維持して行かなければならない状態で、あはれ

東奥の大禪刹も將に廢絶し終らうとする危機に迫つたのであつた。嗚呼此の時、明治九年、天皇陛下東北御巡幸の次でを以つて六月二十七日畏くも蹕を瑞巖寺に駐め給ひ、政宗公が二百七十年の昔、本寺創造の際から待ち奉りし「上々段の間」に旅泊の一夜を過させられ給ひ、のみならず御還幸の後は御内帑金壹千圓を御下賜あらせられて、本寺修葺の資に充てしめられ給ふたのであつた。尙之れを機會に管内の人士も争つて淨財を寄進したので相當の金額と成り、時の縣令松平直氏は聖旨を奉順して工事を督勵したので本殿に應急の修理を施すことが出來て寺觀又茲に一新したのであつた。太陽和尙聖恩に感泣措く所を知らず松島の稚松數十本を傳獻して、

鸞駕御旗紅旭明

奉迎無處不歡聲

堯夫舜日聖恩渥

祇合謳歌祝太平

一詩を奉つて聖恩に謝し奉り、尙此の盛事を不朽に傳へる爲に文を杉宮内大輔に請ふて碑に刻んで寺前に建てたのであつた。

名利瑞巖寺の頽廢を免れて其の舊觀を維持することが出來たのは全く皇恩の深さに依るものである、太陽和尚遷化の後二代法を嗣いだが寺政再び困難を來たして負債山積し之が整理が容易に出來なくなり再び往時の窮境に陥入らむとしたので時の妙心寺管長は之を憂ひ特に手腕、識見のある釋薩水を瑞巖寺の住職に選任此の難局に當らせた處、薩水齡八十を過ぎてゐた老齡にも拘らず鏗鏘として奮闘し能く寺政を料理して其の舊觀を恢復するに至つたのであつた。是より先寺の衰頽を憂ふる人々に依つて組織せられたる保瑞會も薩水と相應じて寺政の振興に努力したのであつた。而して明治三十四年から三ヶ年に互つて國庫より修理費の補助があつて之れに保瑞會の資金を加へて總額五萬餘圓を以つて又々建造物の大修理を行ひ明治三十六年九月竣功、同十月修繕工事の落成式を擧げたのであつた。

松島灣頭

瑞巖古刹

大加修理

勝地改觀

皇基鞏固

國泰民安

山内鎮靜

保存萬年

と薩水は棟札に感慨を敘したのであつた。其の後昭和六年五月に至つて仙臺及松島在住の有志が相謀つて松島保勝會を設立して名勝松島の保勝と之が發展に努力する様になつたのである。

松島保勝會設立の趣旨

我が松島は衆美を兼綜し其の勝實に宇内に冠絶し世の艶羨措かざる所なり、然るに名區亦世運に伴ひ幾多の變遷を經、時に興隆あるを免れず、明治維新後一時保勝の途を失し樹木を濫伐し土石を漫鑿し大いに其の風致を損せしが、其の後有識者間に保勝の必要を唱導せられ明治四十四年に至り機運漸く熟し宮城縣は多額の經費を投じて之が經營を爲したり。

近來交通の發達するに従ひ山水探勝の風著しく勃興し松島觀光客の如きも明治四十三、四年には八萬内外に過ぎざりしも昨年は實に十四、五萬人の多きに達せり、是れ決して縣下に此の勝地ありと云へる一の誇りに止むべきにあらずして如此多數觀光客の來往は延いて縣下の殷賑に直接多大

の關係を有し其の影響は縣下の生業及富力を増進すべき著しき因由と成るべきは勿論なりとす。

要するに松島なる問題に對し適切なる調査を遂げ適當なる施設及措置を爲すは單に當局者のみに委して解決すべきものにあらず、保勝のことに關しては寧ろ民間に於て執るべき施設の甚だ多きものあるを認む、是れ本會を組織する所以なり、大方の各位冀くは本會の趣旨を翼賛し奮て入會せられむことを。

昭和六年五月

松島保勝會規則

第一條 本會は松島の保勝及其の發展を計るを以て目的

とす

第二條 本會は松島保勝會と稱す

第三條 本會の事務所は之を仙臺市に置く

第四條 本會の事業左の如し

一、保勝に關する調査

一、保勝に關する建議

第五條

一、保勝に關する諮問に應答
一、保勝及紹介に關する施設
本會の會員を分ちて左の三種とす

イ、名譽會員

學識名望ある者、又は本會に對し特に功勞ある者にして評議員會に於て之を推薦したる者

ロ、特別會員

本會の趣旨を賛し一時金五拾圓以上出金したる者

ハ、通常會員

會員として一時金五圓以上を出金したる者

第六條 會員にして本會を脱會したるときは既納の會費

を返付せず

第七條 本會に左の役員及事務員を置く

イ、役員

會長

一名

副會長

二名

評議員 六十五名

口、事務員

幹事 若干名

書記 若干名

技術者 若干名

第八條 評議員は總會に於いて之を選擧す但し會長に評議員の指名を委任することを得

會長及副會長は評議員會に於いて之を選擧す

第九條 會長は本會を代表し又は總會及評議員會の議長となる副會長は會長を補佐し會長事故あるときは之れを代理す

第九條ノ一本會に顧問若干名を置き會長之れを囑託す

第十條 事務員は會長之を任命又は囑託す

第十一條 役員は任期は四ヶ年とす但し再選を妨げず
補缺選舉に依り就任したる評議員は前任者の殘任期間とす

第十二條 役員は任期滿了後と雖も後任者の就任する迄尚

其の職務を行ふものとす

第十三條 役員及事務員には會長に於いて報酬又は實費を給することを得

第十四條 總會は左の場合に於いて會長之を招集す

一、評議員改選のとき

一、會長に於いて必要と認めたるとき

一、評議員三分ノ二以上より會議の目的たる事項を示して請求したるとき

前項招集の通知は五日前仙臺市内の新聞紙に公告して之れに代ふることを得

第十五條 評議員會は通常及び臨時の二種とし會長之れを招集す

通常會は毎年一回之を開く

臨時會は會長に於いて必要と認めたるとき又は評議員三分ノ一以上の請求ありたるときは之れを開くものとす

第十六條 評議員會に於いて議決すべき事項左の如し

一、經費予算及徴收方法に關すること

二、經費決算認定のこと

三、寄附金又は補助金の處分に關すること

四、財産の設定管理處分に關すること

五、事業の執行方法に關すること

六、建議及諮問答申に關すること

第十七條 本會の經費は左の收入を以つて之れに充つ

一、會員の會費

二、寄附金

三、本會の財産より生ずる收入

四、公共團體の補助金又は交付金

五、其の他の雜收入

第十八條 歳計剩餘金の一部及費途を指定せざる寄附金は

之れを基本金とす

第十九條 基本金は確實なる銀行に預入れ又は有價證券に

換へ之れを利殖するものとす

第二十條 本會の會計年度は毎年四月一日に初まり翌年三

月三十一日に終るものとす

第二十一條 本會に左の帳簿を備ふ

一、會員名簿

二、出納簿

三、財産目錄

四、其の他必要な帳簿

第二十二條 總會又は評議員會の議事は出席員の過半数を

以つて之れを決す可否同數なるときは議長の決

する所に依る但し本會を解散せむとするときは

總會員三分ノ二以上の同意あるに非ざれば議決

することを得ず

松島保勝會基金規程

第一條 本會を永久に存續し松島保勝の實を擧げん爲基

金を設置す

第二條 基金は會員の會費及指定の寄附金を以つて之に

充つるものとす但し會費の百分ノ十を以つて募

集費に充つることを得

第三條 基金は本會規則第十九條に依り利殖し其の利子

の内を以つて保勝費に充つるものとす

斯くの如くして瑞巖寺の内部は充實し、外部よりの積極的支持を受くる様になり全く昔の壯觀に復して今日に及ぶに至り名實共に東奥の名刹として恥ぢない現状に到達したのである。

さて瑞巖寺の山内を入れれば左側に岩窟がある、之れが法身窟と謂つて最明寺入道時頼が初めて法身禪師に逢つた所と傳へられてゐる、竪四間三尺、横四間一尺餘ある窟の外には青銅の六地藏塔（貞享五年七月建立）や、小池曲江が唐の吳道子作支那南海普陀山立石觀音像を模寫して建てた碑や、同人作の楊柳觀音像等が立並んでゐる。又大正十三年頃より當時東京美術學校教授藤田文造氏、仙臺の細谷徳衛氏、涌谷の木村達氏等が委員と爲つて伊達家の大忠臣として有名なる當時の涌谷城主伊達安藝宗重公の銅像を本寺院内に創設の機運を醸成して昭和七年竣功するに及んで同年五月二十七日盛大なる除幕式が行はれたのであつた。像

の下に「盡忠」の二字を現はしてあり、之れは龜千代丸（四代伊達綱村公）が幼時政岡より手習ひの時に教へられた時に書いたものを擴大し特に之れを彫付けたものである。其の筋向ひの觀音像の手にする華から絶へず流れ出てゐる水は「一脈靈泉」と名付けられる寺中唯一の清水で寺の西北の丘陵の間にある清水の人の清泉を引いたのである。

我が美術建築は豊臣秀吉公が天下を掌握してから一生面を開き所謂桃山式の建築が出来たのである、此の瑞巖寺の建築様式は桃山式であつて前述の如く政宗公が東奥の勝區松島に移植したものである。而して此の建築の最も特異な點は其の構造の偉大なことより寧ろ裝飾の完全なところにあつて、襖、壁の繪畫は五色絢爛、豪壯雄大な筆致を誇る狩野永徳山樂一流の様式に倣つたものである、慶長十六年即ち本寺落成の翌々年西班牙の大使「セバスタヤン、ビスカイノ」が政宗公の勸めに依つて此の寺を觀賞した時に「寺は木造だけれども彫刻等甚だ精巧で石造ではスコリヤル、木造では當寺を以つて世界第一とすべきである」と激賞し

た程であつた。

廻廊から眺めらるゝ清瀟な庭には五葉の松や、菩提樹や日光廟に奉獻のため試作せしめた南蠻織の燈籠等がある。

殊に目に付くのは政宗公が征韓の軍に従つて持ち歸へつた紅白の朝鮮梅（八房の梅とも謂ふ）である。本堂總欄間の彫物は中村日向の作で、

「太鼓に雉」 「鶴の巢籠り」 「牡丹に木兔」

「桐に鳳凰」 「龍虎の争ひ」 「牡丹に孔雀」

「紅葉に鹿」 「菊に金鶏」 「牡丹に金鶏」

等の極彩色なものである。各部屋の名は襖に書かれた畫に依つて附せられてある即ち、

一、松の間 松、櫻、千鳥の間とも謂ひ狩野法眼孝

信の筆である。

一、鷹の間 狩野山樂及九郎太の筆である。

一、孔雀の間 前面に精巧な唐戸が立ち狩野古永徳、

長谷川等胤の襖に格天井である。

一、文王の間 國主御成りの間で周の文王狩の襖は狩

野左京の筆である。

一、上段の間 奥が一段と高くなつてゐて之を上段の間と名付け第五世吉村公筆の「圓滿」の額が掲げられてある。

一、上々段の間 上段の間の左方、本堂の西隅の室を上々段の間と言つて政宗公自らも之れに立入りたることなく、明治九年 明治天皇行幸の際の行在所に充てられた所である。

一、羅漢の間 佐久間得樓の筆である。

一、墨繪の間 吉備幸益筆の寒山拾得、狩野信高筆の猪頭和尚、狩野山樂筆の龍虎等各々墨を以つて書かれてある。

一、白菊の間 狩野孝信筆で聖徳太子の畫像がある。

御成門の正面に當る所にある玄關が最も優秀な建築であつて、欄間の白木の彫刻、「竹に虎」「松に仙人」「菡萏に木鼠」は左甚五郎小刀一挺の細工と謂ひ傳へられてゐる。寶

物の重なるものは春日作の「翁の面」「紫石硯」「観音像」「毘沙門天」「役の行者」「妙童鬼善童鬼の像」政宗公の用ひし南蠻鐵の鐙の片、宋の佛鑑禪師から傳つた金毛拂子、支倉六右衛門常長がロームより持ち歸へつたギヤマンの燭

臺、支那渡來の堆朱の香爐、朝鮮華嚴寺の壁石、蒙古の毒矢、雲居禪師の袈裟衣、此の外幾多の寶物が保存せられてある。

或は南、或は北、(地方官大異動)

成 武 巖 根

東に西に南に北にと書き始めたが夫れは道路の事ぢやない、だが道は道なり吏道の道ぢや。此吏道が正しく直く辿られるなら文化の道が整へられて道路改良會の目標とする道路の改良がドン／＼進捗する譯である。四方八方に道路は延びる、だが或は東に又は北に轉々するのが地方官である。馬場内相は内務行政には縁がうすいので思ひ切つた地方官の交迭を斷行するであらう。内務行政の沈滞が叫ばれて居るから空氣一新の意味を以て見ても地方行政の刷新が遂行

せられるゝであらうとは操觚界のみの噂ではなかつた。しかしだ其の實行方法になると不案内の馬場内相は見當がつかないであらう。そこで其の參謀長には、相談相手には否草案者たる事務次官には何人を以てするであらうか、篠原次官は留職を肯しない、されば唐澤元警保局長を起用するか、夫れとも湯澤前次官に白羽の矢をたてるか廣瀨社會局長官を擢用するか世の注目を惹いた。如何な事情からか廣瀨氏の擢用が實現された、現任者であるのとそして去る九